

## 平成23年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成23年3月24日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君  
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 黒羽 次夫 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 2名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第7号 瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱

日程第4 議案第8号 瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱

日程第 5	議案第 9 号	瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱
日程第 6	議案第 1 0 号	瑞穂町社会教育備品貸出要綱
日程第 7	報告事項 1	印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱を廃止する告示
日程第 8	議案第 1 1 号	瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱
日程第 9	議案第 1 2 号	瑞穂ビューパーク・スカイホール掲示板の管理に関する要綱
日程第 1 0	議案第 1 3 号	瑞穂町総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱
日程第 1 1	議案第 1 4 号	瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱
日程第 1 2	議案第 1 5 号	瑞穂町教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則
日程第 1 3	議案第 1 6 号	職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程等の一部を改正する訓令
日程第 1 4	議案第 1 7 号	瑞穂町特別支援教育就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則
日程第 1 5	議案第 1 8 号	瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則
日程第 1 6	議案第 1 9 号	瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱の一部を改正する告示
日程第 1 7	議案第 2 0 号	1 6 ミリ発声映写機操作講習修了規則を廃止する規則
日程第 1 8	議案第 2 1 号	瑞穂町教育相談室室長の任命について
日程第 1 9	議案第 2 2 号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 2 0	議案第 2 3 号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第 2 1	議案第 2 4 号	瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第 2 2	報告事項 2	平成 2 3 年度瑞穂町立学校教育課程編成について
日程第 2 3	報告事項 3	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動内示について
日程第 2 4	報告事項 4	瑞穂町立学校の人事異動について

日程第25 報告事項5 平成23年度教育アドバイザー，適応指導教室室長及びスクールソーシャルワーカーについて

開会 午前9時00分

大澤委員長 開会に先立ちまして，一言申し上げます。平成23年3月11日の巨大地震とその後の大津波により，お亡くなりになられた方々に，心から哀悼の意を表するとともに，いま避難生活に耐えていらっしゃる多くの方々に対し，お見舞いを申し上げます。

ここで改めまして，被災でお亡くなりになりました方に対して，1分間の黙祷を捧げたいと思います。ご起立願います。

黙祷。

ありがとうございました。ただいまの出席委員は，5名であります。定足数に達しておりますので，これより平成23年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は，あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は，会議規則第28条の規定により委員長において，1番森田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては，別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても，別紙記載のとおりです。

大澤委員長 質疑もないようですので，以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3，議案第7号，瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第7号，瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱について，提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校に在籍する児童・生徒の通級指導学級への入級・退級が適切に行われるよう瑞穂町特別支援教育通級支援委員会を設置するため，訓令を制定する必要があるので，本案を提出するものです。附則といたしまして，この訓令は，平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第7号，瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱につきましてご説明いたします。第1条は，瑞穂町特別支援教育通級支援委員会の設置について定めるものです。第2条は，入級及び退級について定義するもので，入級は，通級指導学級での指導を始めることをいい，退級は，通級指導学級での指導を終えることをいいます。第3条は，委員会の所掌事項を定めるもので，第1号としまして，通級指導学級に入級を希望する児童又は生徒の入級の可否の判定に関すること，第2号としまして，通級指導学級に入級している児童又は生徒の指導の継続又は終了の判定に関することとしています。

第4条は組織について定めるもので，情緒障害等通級指導学級設置校校長，情緒障害等通級指導学級教諭，教育相談室専任相談員，特別支援教育コーディネーター及び教育長が必要と認める者で組織されます。第5条は，委員の任期について定めるもので，委員の任期は1年とします。第6条は委員長及び副委員長について定めるものです。第7条は会議について定めるもので，入級及び退級の判定をする対象の児童又は生徒の在籍校校長，入級及び退級の判定をする対象の児童又は生徒の在籍校の担任教諭の出席を求め意見を聴くことができますとしています。

第8条は，庶務について定めるもので，教育部指導課において処理します。第9条は委任について定めるもの

です。附則としまして、この訓令は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 新しく特別支援教育通級支援委員会を設置されるということですが、今まではどのようにしていたのでしょうか。

学校指導課長 就学支援委員会の中で対応していました。スムーズに行えていなかったところもありますので、新しく委員会を設置するものです。

戸田委員 第4条第4号の特別支援教育コーディネーターはどういう方がなるのでしょうか。

学校指導課長 通常学級の教諭、特別支援学級の教諭のどちらでもなります。校長が指名することとなります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第8号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第8号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校に配置する教育支援補助員について、必要な事項を定めるため、告示を制定する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第8号，瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱につきましてご説明いたします。第1条は目的を定めるもので，瑞穂町立学校教育支援補助員を設置することにより，通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童又は生徒に学習活動上の支援及び学校生活上の補助等を行うものです。第2条は，職務について定めるものです。第3条は，配置期間等について定めるもので，児童等1人に対し，1日につき6時間かつ1週間につき30時間を限度とします。また，児童等が通級指導学級に通級する時間は，補助員を配置しないものとします。

第4条は配置要請について定めるもので，教育支援補助員の配置要請書を委員会に提出します。第5条は，配置決定について定めるものです。第6条は補助員の任用について定めるものです。第7条は補助員の服務について定めるものです。第8条は補助員の解職について定めるものです。第9条は補助員の賃金について定めるものです。

第10条は報告について定めるもので，校長は月を単位として補助員の出勤簿を取りまとめて，翌月の3日までに委員会に提出するものとします。第11条は補助員の賃金の支給日を定めるものです。第12条は補助員の公務災害等の補償について定めるものです。

第13条は事務担当課を定めるもので，教育部指導課において処理します。第14条は委任について定めるものです。附則としまして，この告示は，平成23年4月1日から施行するものです。

以上，説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 3点お伺いします。1点目，第3条第3項の特に必要があると認めるときとはどのような場合でしょうか。2点目，第4条第2項に児童等の保護者又は現に当該児童等を監護する者の同意を得なければならないとありますが，同意がなくてもできるのでしょうか。3点目，第6条第3項ですが，補助員の任用期間を学期ごとに定めることの意義は何でしょうか。

学校指導課長 1点目につきましては、通級指導学級での指導中にも必要な場合がありますので記載しています。2点目につきましては、保護者の同意を得る必要があります。3点目につきましては、長期休業中を除くため、このような記載になっています。原則的に同じ方を雇用する考えです。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第8号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、議案第9号、瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第9号、瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校に配置する特別支援学級介助員について、必要な事項を定めるため、告示を制定する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第9号、瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱につきましてご説明いたします。第1条は目的を定めるもので、瑞穂町立学校特別支援学級介助員を設置することにより、特別支援学級に在籍する特別な支援が必要な児童又は生徒に学習活動上の支援及び学校生活上の介助等を行います。第2条は介助員の職務を定めるものです。第3条は介助員の配置基準を定めるもので、配置人数は1学級当たり1人とします。第4条は介助員の配置期間を定めるもので、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日を除く期間とします。第5条は介助員の勤務時間

を定めるもので、1日につき6時間かつ1週間につき30時間を限度とします。

第6条は介助員の任用方法について定めるものです。第7条は介助員の服務について定めるものです。第8条は介助員の解職について定めるものです。第9条は賃金について定めるものです。

第10条は報告について定めるもので、校長は、月を単位として介助員の出勤簿を取りまとめて、翌月の3日までに委員会に提出するものとします。第11条は介助員の賃金の支給日について定めるものです。第12条は介助員の公務災害等の補償について定めるものです。

第13条は事務担当課について定めるもので、教育部指導課において処理します。第14条は委任について定めるものです。附則としまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 第6条ですが、最終決定は校長がするのでしょうか。

学校指導課長 最終決定は教育委員会になります。校長は、学校での内容について面接することとなります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第9号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、議案第10号、瑞穂町社会教育備品貸出要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。



岩本教育長 議案第10号、瑞穂町社会教育備品貸出要綱につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。社会教育活動の奨励のため、社会教育の用に供する備品を貸し出すことについて、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 議案第10号、瑞穂町社会教育備品貸出要綱につきまして、ご説明いたします。

これまでも、もちつきセット、かき氷器やプロジェクタなど社会教育活動の奨励のため、備品の貸出を行っていましたが、子ども会や町内会への貸し出しに加え、老人福祉施設などいろいろな所から申請があること、申請書類の見直しが必要であること、また、より広く町民の方に使用していただくために、新たに要綱を定めるものです。第1条は、趣旨を定めるものです。第2条は、貸出の対象者を定めるものです。第3条は、貸出できない理由を定めるものです。教育委員会や町事業を優先すること。営利や宗教等を目的としては使用できないことなどを定めるものです。第4条は、貸出備品に関することを定めるものです。

第5条は申込み及び承認、第6条は貸出期間、第7条は返還について定めるものです。第8条は費用の負担は引き続き、無料とするものです。第9条は、貸出し台帳の整備、第10条は委任について定めるものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 2点お伺いします。1点目、貸出しリストは社会教育課に備えるのでしょうか。それともホームページに掲載するのでしょうか。2点目、第5条において3日前までに申請するとありますが、緊急な場合、前日あるいは当日でも可能なのでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、貸出しリストは社会教育課に備えてあります。広く周知していきます。2点目につき

ましては、原則としまして、3日前までとしています。また、子ども会を優先とし、2ヶ月前から重複することのないようにしています。

大澤委員長　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第10号に対する討論を行います。

各委員　討論なし。

大澤委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第7、報告事項1、印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱を廃止する告示及び日程第8、議案第11号、瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。報告事項1について、教育長より説明をお願いします。

岩本教育長　報告事項1、印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱を廃止する告示について、ご説明を申し上げます。これまでの印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱は、町部局での要綱でありましたが、利用団体は教育委員会で認定をしており、様式等の見直しに伴い、新たに教育委員会の要綱にする必要があるため、廃止する告示をするものです。

附則といたしまして、この要綱は、平成23年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 つづきまして、議案第11号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第11号、瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。社会教育及び生涯学習活動を行う住民等への支援として、団体が、町が管理する印刷機を円滑に利用できるようにするために、告示を制定する必要があるので、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 議案第11号、瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱について、ご説明をいたします。申請書類の見直し等に伴い、平成19年に策定した要綱を廃止し、全部改正し、新たに教育委員会で要綱を設置することにより、社会教育及び生涯学習の活動を支援するものです。

第1条は目的を定めるものです。第2条は、登録の基準を定めるものです。第3条は登録の申請、第4条は登録の認定を定めるものです。申請書類の見直しをしました。第5条は登録の期間を、1年間と定めるものです。

第6条は登録の変更等、第7条は登録証の再発行、第8条は登録の取消しを定めるものです。第9条は設置場所を定めるものです。第10条は利用方法です。印刷をする用紙は、自ら用意していただきます。第11条は登録台帳の整備、第12条は委任について定めるものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。また、準備行為として、第3条及び第4条の規定による手続きは、この告示の施行の日前において行うことができるとするものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認します。これより議案第11号に対する

討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第11号は可決されました。つづいて、日程第9、議案第12号、瑞穂ビューパーク・スカイホール掲示板の管理に関する要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第12号、瑞穂ビューパーク・スカイホール掲示板の管理に関する要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。スカイホールで実施する貸館等を含む事業の周知徹底について、スカイホール掲示板の使用に関する要綱を定めて管理をする必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 議案第12号、瑞穂ビューパーク・スカイホール掲示板の管理に関する要綱について、ご説明いたします。スカイホール掲示板につきましては、これまでスカイホールの主催事業や社会教育事業、また、耕心館事業のポスター等を掲示してきました。平成22年度で42箇所全ての掲示板の修繕も終了したことから、新規にスカイホール掲示板の使用に関する要綱を定めて管理するとともに、スカイホールで開催する貸館等の周知徹底を図ろうとするものです。

第1条は趣旨を定めるものです。第2条は掲示板の位置に関するものです。町内全域の42箇所です。第3条は管理について定めるもので、管理は教育委員会で実施します。第4条は掲示の承認を定めるものです。原則としてスカイホールで開催する事業と社会教育関係施設で開催する社会教育事業を対象とするものです。第5条は

掲示期間、第6条は、申込みと承認の書類を定めるものです。第7条は、委任を定めるものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 ポスター等を掲示した後に、期限を過ぎて掲示してあることがあります。すぐに撤去したほうがよいと思います。

社会教育課長 第5条におきまして、事業終了日としておりますので、徹底したいと考えています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第12号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第10、議案第13号、瑞穂町総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第13号、瑞穂町総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町総合型地域スポーツクラブの設立に伴い、瑞穂町総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 議案第13号、瑞穂町総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱について、ご説明いたします。第1条は目

的を定めるもので、総合型地域スポーツクラブに対して支援事業を実施することにより、学校及び地域の連携を図り、もって生涯スポーツ社会の実現及び地域文化の振興並びにスポーツ環境の向上、地域スポーツの振興及び文化活動の推進に資するものとします。第2条は支援の対象となる総合型クラブの要件について定めるものです。第3条は対象となる総合型クラブについて定めるものです。

第4条は支援事業の内容を定めるものです。第5条は総合型クラブの責務について定めるものです。第6条は実績報告について定めるものです。第7条は事務担当課について定めるもので、教育部社会教育課において処理します。附則としまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 総合型地域スポーツクラブに対して、教育委員会が支援することは必要なことです。ただし、クラブが最終的に自立するのが望ましい。要綱上、特に期限はないようですが、今後の見通しはどうでしょうか。

社会教育課主幹 ある程度の期間は、総合型地域スポーツクラブを支援していくことが必要と考えています。活動拠点の提供や事業周知等において、教育委員会の支援は必要と考えています。

森田委員 町には社会教育関係団体がありますが、クラブにおいてそれらと重複する事業もあります。クラブが早く自立する必要があると思います。

社会教育課主幹 クラブの自立は必要なことと考えています。スポーツ振興基金からの補助金がありますが、ここからの補助金がなくなり、大変な状況になっているクラブもあると聞いています。教育委員会でも自立に向けて支援していきます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第13号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第11、議案第14号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第14号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町立学校に配置する学習サポーターの配置基準、任用手続き等を改めるため、告示の全部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第14号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱について、ご説明いたします。第1条は目的を定めるもので、瑞穂町立学校学習サポーターを設置することにより、瑞穂町立学校における児童及び生徒の学習の基礎・基本の定着及び授業規律の確立を図り、もって児童及び生徒の学力を向上させることとしています。第2条は、学習サポーターの職務を定めるものです。第3条は配置基準を定めるもので、小学校第1学年から第3学年までの教科等の時間、中学校第1学年の教科指導の時間とするものです。第4条は配置時間を定めるもので、小学校は1学級当たり1週間に25時間、中学校は1学校当たり1週間に25時間を限度とするものです。

第5条は学習サポーターの任用について定めるものです。第6条は学習サポーターの配置計画を定めるものです。第7条は学習サポーターの服務について定めるものです。第8条は学習サポーターの解職を定めるものです。第9条は学習サポーターの賃金を定めるものです。

第10条は報告について定めるもので、校長は月を単位として出勤簿を取りまとめて、翌月の3日までに委員会に提出するものとします。第11条は学習サポーターの賃金の支給日を定めるものです。第12条は学習サポー

ターの公務災害等の補償について定めるものです。第13条は事務担当課を定めるもので、教育部指導課において処理します。第14条は委任について定めるものです。附則としまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 第3条の配置基準の中で教科等の時間とありますが、担任とサポーターとの連携は重要なことです。お互いの話し合いの時間は設けているのでしょうか。

学校指導課長 担任と学習サポーターの連携は重要なことと認識しています。現在、月2回2時間話し合う時間を設けています。

森田委員 第5条がサポーターの任用について規定していますが、服装についての記載がありません。規定する必要はないと思いますが、運用の中で、学校にふさわしい服装をお願いしたい。

学校指導課長 面接時にも服装については話しています。校長の面接においても徹底させていますし、普段から徹底するように校長に依頼しています。

岩本教育長 教員においても服装が乱れています。随時注意しているところです。基礎・基本のところなので、教員も含めて服装の徹底を進めていきます。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第14号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。



大澤委員長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第12、議案第15号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則及び日程第13、議案第16号、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程等の一部を改正する訓令は関連がありますので、一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。議案第15号について提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第15号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。事務局の組織を改正するため、規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育総務課長 議案第15号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則について説明します。議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第2条の表中「教育総務課」を「教育課」に改め、「学校指導課」を「指導課」に改め、「社会教育係」を「推進係」に改め、「社会体育係」を「体育係」に改め、「図書館係」を「図書係」に改めます。第3条第1項の表、課長、館長の項の次に統括指導主事を加えます。第4条第3項中「指導主事は」を「統括指導主事及び指導主事は」に改めます。

1枚おめくりください。第5条、第6条につきましては、第2条と同様で課名・係名の改正です。そして、同条の表の指導課指導係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に(8)就学相談に関することを加えます。第7条につきましては、課名の改正です。

1枚おめくりください。次に、瑞穂町教育委員会公印規則の新旧対照表をご覧ください。別表第1（第2条関係）瑞穂町教育委員会印の項中「教育総務課長」を「教育課長」に改めます。

以上、説明いたします。

大澤委員長 つづきまして、議案第16号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第16号、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程等の一部を改正する訓令について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町組織条例の改正に伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程等の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育総務課長 議案第16号、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程等の一部を改正する訓令についてご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の第4条中「事務局教育部教育総務課庶務係」を「事務局教育部教育課庶務係」に改めます。

次に、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の第8条中「教育部教育総務課」を「教育部教育課」に改めます。

次に、瑞穂町教育委員会広報発行規程ですが、関係する条項で全て、「教育総務課」を「教育課」に改めます。

1枚おめくりください。第68回国民体育大会庁内連絡会設置要綱の第3条第2号から同条第10号までですが、記載のとおり改めます。

次に、社会教育施設整備検討委員会要綱の第3条第2号から同条第6号までですが、記載のとおり改めます。

以上、説明いたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第15号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。つづきまして、議案第16号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。つづいてお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。ここで暫時休憩とします。10時5分まで休憩とします。

(休憩：9時55分～10時5分)

大澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第14，議案第17号，瑞穂町特別支援教育就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第17号，瑞穂町特別支援教育就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則について，提案理由のご説明を申し上げます。委員会の組織の構成員を変更するため，規則を改正する必要があるので，本案を提出するも

のです。附則といたしまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第17号、瑞穂町特別支援教育就学支援委員会設置規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第3条中、第6号から第8号を削り、第9号を第6号とします。第8条中「教育部教育総務課」を「教育部指導課」に改めます。附則としまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第17号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第15、議案第18号、瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第18号、瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町公立学校教職員の定期健康診断を適正実施するため、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 議案第18号、瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。1枚

おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。瑞穂町公立学校教職員の定期健康診断の実施時期の制限を廃止し、定期健康診断又は臨時健康診断の受診義務を追加するため、規則の一部を次のように改めます。題名を次のように改めます。「瑞穂町立学校教職員健康管理規則」に改めます。

次に、第3条第1項の実施時期について「毎年4月から6月までの間」を削除し通年実施できるように改めます。

次に、第4条の1項を第4条の2項とし、第4条の1項に次の項を追加します。「教職員は、定期健康診断及び臨時健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断の内容を満たす医師による健康診断を受け、その結果を証する書面を校長に提出した時は、この限りでない。」これは健康診断及び臨時健康診断の受診を義務付けるものです。しかし、規定項目を満たした人間ドック等を受診した場合は、結果を報告することで受診したこととみなすことができるよう定めるものです。附則としまして、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 教員の健康管理は重要なことです。第4条第2項において、処遇をしないものとする、とありますが、どのようなことでしょうか。

学校指導課長 この規則においては扱わないということです。

森田委員 健康診断の結果が出て病院に行きなさい、ということに従わない場合の処遇ということでしょうか。

学校指導課長 2次、3次健診の予算化をしています。結果の報告をもらって教育委員会で管理をしています。

清水委員 健康管理は、教員当人の健康だけでなく、児童・生徒への影響も考えないといけない。

学校指導課長 結核と診断された場合、治癒となるまで管理していきます。

大澤委員長　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これよりお諮りします。議案第18号に対する討論を行います。

各委員　討論なし。

大澤委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第16、議案第19号、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱の一部を改正する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第19号、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。生涯学習推進団体の登録の更新及び登録証の再発行の規定を追加し、並びに申請書類等の見直しを図るため告示の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長　議案第19号、瑞穂町生涯学習推進団体登録要綱の一部を改正する告示について、ご説明いたします。生涯学習推進団体の登録の更新及び登録証の再発行の規定を追加し、並びに申請書類等の見直しを行い文言の修正を行います。6枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項中「免除」を「全部又は一部の減免」に改め、同条第2号ただし書中「スカイホール内印刷コーナー、生涯学習センター、武蔵野コミュニティセンター」を「瑞穂町印刷機利用団体登録及び印刷機の利用に関する要綱第9条に規定する」に改めるものです。

第3条第3号ウ中「居住する」の次に「又は連絡先のある」を加え、第4条中「生涯学習推進団体登録申請書」

を「瑞穂町生涯学習推進団体登録（新規・継続）申請書」に改めるものです。

第5条中「瑞穂町生涯学習推進団体」を「瑞穂町生涯学習推進団体登録団体」に、「登録し、当該団体に通知する」を「認定し、瑞穂町生涯学習推進団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする」に改めるものです。

第6条及び第7条を次のように改めるものです。第6条は「登録証の有効期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年の途中で交付する登録証の有効期間は、前条に規定する認定の日からその日以後に初めて到来する3月31日までとする。」とします。第7条の見出しを登録の更新とし、「登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）が前条の有効期間の後も継続して登録の認定を受けようとするときは、第4条の申請書に活動報告書を添付して行うものとする。この場合において、継続の申請の手続は、有効期限が到来する年の3月1日から行うことができる。」とします。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加えるものです。第8条の見出しを登録の変更及び解散とし、「登録団体は、団体を解散したとき、又は第3条に定める基準に適合しなくなったとき、若しくは団体の規約又は会則、会員及び事務所等に変更があったときは、瑞穂町生涯学習推進団体登録（解除・内容変更）届出書（様式第3号）に登録証を添えて、速やかに、委員会に提出しなければならない。」とします。第9条の見出しを登録証の再発行とし、「登録団体は、登録証を紛失し、又は破損をしたときは、瑞穂町生涯学習推進団体登録証再発行申請書（様式第4号）を委員会に提出し、登録証の再発行を受けるものとする。」とします。

様式第1号を議案書2枚目のとおり改めます。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。また、経過措置としまして、改正後の第4条及び第5条の規定による手続は、この告示の施行の日前においても行うことができるものです。

以上、説明とします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 第2条第1号ですが、今までは免除ということでしたが、全部又は一部の減額となり、施設使用料において一部負担することになるのでしょうか。

社会教育課長 各施設の条例等に基づき、今までも全部を減額したり、一部を減額したりしていました。用語の修正を図るものです。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第19号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第17、議案第20号、16ミリ発声映写機操作講習修了規則を廃止する規則を議題とします、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第20号、16ミリ発声映写機操作講習修了規則を廃止する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。16ミリ発声映写機操作講習を実施しないため、規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この告示は、平成23年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、廃止前の16ミリ発声映写機操作講習修了規則第3条の規定により交付を受けたものについては、同規則第2条、第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有するものです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 今後、利用がないということで廃止なのでしょうか。

社会教育課長 講習自体をここ数年実施していません。16ミリ映写機自体も古いもので、故障した場合も部品等がなく修繕



できないということが起こります。

大澤委員長　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第20号に対する討論を行います。

各委員　討論なし。

大澤委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第18、議案第21号、瑞穂町教育相談室室長の任命について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第21号、瑞穂町教育相談室室長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育相談室設置規則第3条第2項の規定に基づき、相談室長に次の者を任命したいので、本案を提出するものです。裏面をご覧ください。氏名、川崎佳子、生年月日、住所及び略歴につきましては、記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。

大澤委員長　以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員　なし。

大澤委員長　質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

大澤委員長　異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第19、議案第22号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第22号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育

相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。裏面をご覧ください。氏名、小島太市、二瓶聡、安藤奈々子、加藤智、平田尚寛、生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第20、議案第23号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第23号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町社会教育委員の任期が平成23年3月31日をもって満了するため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条により、次の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものです。裏面をご覧ください。氏名、飯田弘、石山正志、上原富明、神倉小百合、久保田敢司、鈴木育雄、田中勝、堀池佳子、牧野壽義、村上豊子、生年月日及び住所は記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第21、議案第24号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第24号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町青少年委員が1名欠員になっていたため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条により、次の者を新たに委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、古川多加、生年月日及び住所は記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

各委員 なし。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第22、報告事項2、平成23年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項2、平成23年度瑞穂町立学校教育課程編成について、ご報告申し上げます。平成23年度瑞穂町立学校の教育課程編成の届けが、小・中学校からありましたので、ご承認いただきたく、報告するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

学校指導課長 平成23年度瑞穂町立学校教育課程編成について、ご説明いたします。教育課程は、各小・中学校が編成し、教育委員会に届け出たものです。小学校5校、中学校2校の全7校と一小及び瑞中それぞれに特別支援学級がありますので、それらを加えたものとなっております。小学校につきましては、平成23年4月から新学習指導要

領が完全実施されます。5・6年生における外国語活動が盛り込まれています。中学校につきましては、平成24年4月から新学習指導要領が完全実施されます。平成23年度は移行期間としておりますが、先取りをしまして、授業時間数を増加しております。具体的には理科において増加しております。また、言語活動の充実を推進するため、その点を各教科に盛り込んでいます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 東日本大震災の被害は大きいものです。瑞穂町も立川断層が走っています。自分の命は自分で守るということが必要となってきました。また、全国的にも安全・安心に対する機運が高まっています。教育課程には表現しにくいとは思いますが、災害に対する意識の啓発ということも考え、授業時間の許す限り盛り込んでいただきたい。

学校指導課長 安全に対する教育は必要なことと考えています。瑞中では普通救命講習を実施しました。次年度につきましては、各校副校長と養護教諭が受けることとしています。

森田委員 学校は広域避難所になっていますが、避難所の開設訓練も必要と考えられます。

岩本教育長 教育課程を編成したのは、大震災の前になります。校長連絡会を開催していますので、その中で実践的な講習をしてほしいと指示しています。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。つづいて、日程第23、報告事項3、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動内示について、日程第24、報告事項4、瑞穂町立学校の人事異動について、及び日程第25、報告事項5、平成23年度教育アドバイザー、適応指導教室室長及びスクールソーシャルワーカーについてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、これより非公開といたします。

(以下、非公開)

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時58分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員